

空家等対策の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議

平成二十六年十一月十八日
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

右決議する。